

No.	対象書類	質問	回答
1	募集要項 9ページ	<p><b>9 自主事業</b></p> <p><b>（2）行政財産の目的外使用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂スペースの行政財産使用料はいくらか、算定方法も併せてご教示いただきたい。</li> <li>・ 1平米あたりの単価はいくらかをご提示いただきたい。</li> <li>・ カプセルトイ（ガチャガチャ）を設置する場合、行政財産使用料は自動販売機と同じか、平米で算出するのかをご教示いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の使用許可を得て軽食堂を設置する場合の行政財産使用料は、函館市財産条例施行規則の規定に基づき、土地は「前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(4.5/100)×(1/12)」, 建物は「前年その市の固定資産税の評価を算定する方法によって算出した価格×(4/100)×(1/12)で算定することとし、月額合計6,593円(1平米あたりで換算し約157円)となる予定です。</li> <li>・ カプセルトイの設置については、使用許可の判断をした後、あらためて使用料の算定を行うこととなります。</li> </ul>
2	その他	<p><b>新型コロナ感染拡大防止対策について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、市の公共施設において、新型コロナウイルス感染対策について、指定管理者が当初見込んでいなかった様々な費用が発生し、指定管理者の負担で対応していることと思いますが、この現状を踏まえ、スケート場の管理に関する経費において、コロナ対策に関する費用については、どのようになっていますでしょうか、ご教示ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理委託料には、管理に必要となる消耗品費等が含まれており、各施設において必要となる感染拡大防止対策を適宜行ってください。ただし、感染拡大防止対策のために施設を造作する場合は事前の届出が必要であり、施設の改修内容によっては、その費用は教育委員会が負担することとします。</li> </ul>